

### 第1条（反社会的勢力との取引拒絶）

譲渡性預金（以下「この預金」といいます。）は、第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項各号の一にでも該当する場合には、当社はこの預金取引をお断りするものとします。

### 第2条（預金の支払時期）

この預金は、譲渡性預金証書（以下「証書」といいます。）に記載する満期日以降に支払います。

### 第3条（利息）

- (1) この預金の利息は預入日から満期日の前日までの日数および証書に記載する利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。
- (3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。
- (4) この預金の付利単位は10百万円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 第4条（譲渡）

- (1) この預金は、利息とともにのみ譲渡することができます。その元金の一部を譲渡することはできません。
- (2) この預金の譲渡に関する手続は次の各号のとおりとします。
  - ① 当社所定の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、譲渡人および譲受人の所定の確認書類を証書とともに証書に記載する取扱店に提出してください。

なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。
  - ② 当社は、提出された証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

なお、譲渡に関する確認手続の結果において、発行銀行としてその譲渡に異議を留める場合があります。
- (3) この預金は、次の各号の一にでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一にでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当社は、この預金の譲渡を認めず、譲渡についての確認印を証書に押印しません。ただし、お客さままたは譲受人が、譲渡の相手方が第2号または第3号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、お客さままたは譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。
  - ① お客さまがこの預金の申込時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
  - ② お客さま、譲渡人または譲受人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特

殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のAないしEのいずれかに該当することが判明した場合。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のAないしEのいずれか一にでも該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為。
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
- E. その他AからDに準ずる行為。

(4) この預金を質入れする場合には、前3項が準用されるものとします。

## 第5条（取引の制限等）

- (1) 当社は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預け入れ、払戻し等の本規定に基づくこの預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預け入れ、払戻し等の本規定にもとづくこの預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前2項に定めるいずれのこの預金取引の制限についても、お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該預金取引の制限を解除します。

## 第6条（預金の解約）

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を満期日以後に解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して証書に記載する取扱店に提出してください。なお、当社は現金による支払を行いません。
- (3) 前項の解約手続に加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社は、この確

認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) 前3項の定めにかかわらず、次の各号の一にでも該当し、当社が取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたってお客さまについて確認した事項および前条第1項に定めるお客さまの情報等の各種確認やお客さまから提出された資料に関して、偽りがあることが明らかになった場合。
- ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的にみとめられる場合。
- ③ 前条に定めるこの預金取引等の制限に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合。

#### **第7条（届出事項の変更、証書の再発行等）**

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書に記載する取扱店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または証書の再発行は、当社指定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### **第8条（印鑑照合）**

証書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### **第9条（譲受人に対する規定の適用）**

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

#### **第10条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）**

- (1) 第5条に関わらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、お客さま（この預金の譲受人も含みます。以下、本条において同じ。）の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出印を押印した証書を、直ちに証書に記載する取扱店に提出してください。ただ

し、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次の各号のとおりとします。
- ① この預金利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別途定めのあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### **第11条（規定の変更）**

- (1) 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、当社は、変更内容について店頭・ウェブサイト上での掲示や郵送・電子メールなどの適宜の方法で告知することにより、これを変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、告知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### **第12条（通知および告知方法）**

この規定の変更等を含め、当座勘定取引に関する当社からお客さまへの通知および告知については、店頭・ウェブサイトでの掲示や郵送・電子メールなどの適宜の方法で行われることに、お客さまは同意するものとします。

#### **第13条（準拠法・合意管轄）**

この規定で掲げる規定の準拠法は日本法とします。この規定で掲げる規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることにお客さまは同意するものとします。

以上

(2020年10月30日現在)